

海外経済要録

国際機関

◇OECD、短期経済見通しを発表

OECDは、このほど機関誌オブザーバー(6月号)に本年の加盟国経済見通しを発表した。この見通しは6月14日現在入手可能な資料に基づいて作成されたもので、概要は次のとおり。

- (1) 今回の景気停滞を主導した米国、西ドイツ、英国の経済はようやく底をついたと思われる。したがって、本年後半には、全体としてゆるやかな拡大基調に転ずるであろう。
- (2) 実質成長率は、加盟国全体として3%程度と見込まれるが、これは前回の予測時(66年12月)に比較して1ポイント低い。ただし、本年後半の成長率は年率で4%に達すると思われる。
- (3) 加盟国の総輸入は、前年比7%程度の増加にとどまろう。前回の予測(10%増)や前年の実績(10.9%増)と比較して伸び悩みが明らかであるが、これは、主として米国および西ドイツの景気停滞を反映したものである。したがって、この両者の景気回復とともに加盟国

OECD加盟国の実質成長率見通し

(年率・%)

	ウェイト (1964年)	対前年比		対前期比(季節調整済み)					
		1966年	1967年	1965年		1966年		1967年	
				下期	上期	下期	上期	下期	上期
米 国	52.9	5½	2¾	7	5½	3½	1½	4	
カ ナ ダ	3.6	6	3	7	7½	1	4	3½	
フ ラ ン ス	7.3	4½	3½	6	4	4	3	3½	
西 ド イ ツ	8.6	2½	— ½	3½	3	½	—3	2½	
イ タ リ ア	4.1	5½	5½	5½	5½	5½	5½	5	
英 国	7.6	1½	1	1½	2½	—1	1	3	
その他欧州諸国	10.2	4	3	5	4½	3	2	2½	
日 本	5.7	9	10½	5	10	10	10	10	
O E C D 計	100.0	5	3	6	5	3	2	4	
うち 米 国 を 除 く 諸 国	47.1	4½	3	4½	5	3	2½	4	
欧 州 諸 国	37.8	3½	2	4½	4	2	1	3	
E E C	22.7	4	2	4½	4	2½	1	3½	

注 1. GDP.

2. 日本、米国およびカナダはGNP.

資料: OECD "Observer" 67年6月号。

全体の輸入水準は上昇しようから、本年後半の輸入増加率は年率で8.5%程度と予想される。

- (4) 以上の予測は、いずれも各国の景気振興策、とくに米国と西ドイツのそれが効を奏すると想定した場合の予測である。

◇スイス、第2世銀(IDA)に資金供与

スイス政府は7月4日、国際開発協会(第2世銀、IDA)に対し52百万スイス・フラン(12.1百万ドル相当額)を貸付けるよう議会の承認を求める旨発表した。

貸付の条件は、IDA自身が行なう貸付の条件と同じであり、満期50年、無利子、10年間の返済猶予期間付きである。貸付額は1968年から1970年にかけて、各年の7月1日に3分の1ずつ、IDAに払い込まれる。

今回の貸付は、IDA非加盟国からの資金供与として初めてのものである。なお、IDAは現在18億ドルの交換可能通貨よりなる資金を有しているが、38か国、総計17億ドルの各種開発融資を行っており、IDA当局はその資力拡充を強く要請している。

◇大銀行の国際的業務提携

このところ、欧米主要銀行間での国際的な業務提携の動きが目だちはじめているが(5月号および7月号「要録」参照)、7月中旬には複数国の主要銀行による新たな金融機関の設立が3件、相次いで発表された。概要は次のとおりである。

○ London and Yorkshire Trust Ltd.

(1) 出資銀行: London and Yorkshire Trust Ltd.(英、Issuing house)および Banque de Paris et des Pays-Bas(仏、事業銀行)。

(2) 資本金: 払込資本金100千ポンド(折半出資)。

(3) 主要業務: 証券発行・引受および一般銀行業務。

(4) 本店所在地: ロンドン。

○ Compagnie Internationale de Crédit à Moyen Terme S. A.

(1) 出資銀行: Bankers Trust(米)および Banque de Suez et de l'union des Mines(仏)

(2) 資本金: 5百万スイス・フラ

ン(折半出資)。

(3) 主要業務：2～5年物債券の発行・引受、売買。

(4) 本店所在地：スイス内

○ Banque Européenne de Crédit à Moyen Terme S. A.

(1) 出資銀行：Midland Bank Ltd(英)、Samuel Montagu and Co.(英)、Deutsche Bank(独)、Amsterdam-Rotterdam Bank(蘭)、Société Générale de Banque(白)。

(2) 資本金：750百万ベルギー・フラン

(3) 主要業務：中長期の産業金融

(4) 本店所在地：ブラッセル

米州諸国

◇米国1967年第1四半期の国際収支

1967年第1四半期の国際収支(季節調整済み、以下同様)は、流動性ベースで544百万ドルの赤字と、前期(419百万ドルの赤字)に比べかなり悪化した。また、公的決済ベースでも1,822百万ドルの赤字となり、前期(18百万ドルの赤字)に比べ著しい悪化を示した。

項目別の動きをみると、まず、貿易収支は輸出が順調な伸びを示した反面、輸入が前期比ほぼ横ばいとなったため、黒字幅は前期の722百万ドルから1,005百万ドルへと大幅に改善された。すなわち、輸出は農産物が100百万ドルの減少をみた反面、非農産物で400百万ドルの輸出増加となったが、増加分の多くはアジア地域の後進国向けであり、昨年来の米国軍事支出増加による同地域の外貨事情好転を反映しているとみられる。また、英国向け輸出の増大も見られたが、これには同国の輸入課徴金撤廃の影響によるものが含まれている。

一方、輸入面では国内経済の停滞を反映して、工業原材料とくに鉄鋼の輸入が減少を続けているのが目だつ。また、昨年中急増を続けた機械類、自動車関係の輸入もようやく横ばいとなっている。

政府の対外取引関係では、軍事物資売却の増加が目だつが、これは、すでに代金受入れのあった契約に基づく引渡しであり、政府債務の減少と相殺されるため、収支じりには影響を与えない。しかし、ベトナム戦に伴う海外軍事支出によるドル流出は増加を続けている。とくに、日本を含むアジア・アフリカ地域での海外軍事支出は、現在年率22億ドルに達している(ベトナム戦開始前の1964年に比べ13億ドルの増加)。

投資収益のネット受取りは、前期比40百万ドルの減少となった(特許料を含めると60百万ドル減少)。これは、

欧州諸国の景気停滞が米国系企業の収益に悪影響を与えたためと考えられる。

次に民間資本の動きをみると、米国内の金融緩和の影響がかなりうかがえる。まず外債の米国内新規発行は、前期比134百万ドルの増加となったが、このほとんどはカナダによる起債で、昨年の金融ひっ迫期から繰り延べられてきたものである。しかし、短期の銀行貸出にはあまり金融緩和の影響は現われず82百万ドルの流出(前期は124百万ドルの流出)となったが、これは銀行が依然流動性補填を重視しているためと考えられる。一方、長期の銀行貸出では還収超が続いている。これは、新規の長期貸出が金利平衡税で押えられている反面、1964年から65年にかけて大幅に増加した対外貸付の返済期にあたっているためである。

企業による資本流出(直接投資およびその他投資)は、前期の1,045百万ドルから837百万ドルにと大きく減少している。直接投資だけでも230百万ドルの減少をみたが、これは、カナダ向け流出が前期に急増したことの反動もあるが、欧州諸国の経済停滞の影響から、米系子会社の投資が伸び悩んでいることも反映している。

なお、米国企業による欧州起債が若干増加した(前期85百万ドル、当期90百万ドル)ほか、米国企業の海外借入れの増加(前期130百万ドル、当期175百万ドル)もみられたため、企業部門でのネット資本流出額はかなり減少した(570百万ドル、前年中四半期平均710百万ドル)。

以上の動きを総合すると、貿易収支の改善を中心に経常収支が好転した反面、資本収支面では金融緩和にもかかわらずとくに悪化をみなかったといえよう。流動性ベースで前期比125百万ドルの赤字増加となったのは、主として外国政府の期限前支払いがなかったためである(前期は190百万ドル)。

一方、公的決済ベースの収支じりが大幅な赤字となったのは、大量の短期ドル債務が民間部門から公的部門に移ったためである。これは、昨年中ドル債務が公的部門から民間部門に動いたのが逆流したものであるといえる。季節調整済みベースでの対民間短期ドル債務は、前期の9億ドル増から今期は9億ドル減に大きく変動し、この減少額は、大部分、英国当局の手を経て、スワップの返済にあてられたため、外貨準備の約10億ドル減の主因となっている。このように、大量の短期ドル債務が短期間に大きく動いた原因は、①ポンドの信認低下により、ポンド資金の大規模なドルへのシフトが起こったが、その後ポンドが回復に向かったため、今度はドル資金からポンドへの逆シフトが起こったこと。②昨年中米

米 国 の 国 際 収 支

(季節変動調整済み、単位・百万ドル)

	1965年	1966年	1966年				1967年
			I	II	III	IV	
経常収支	4,120	2,177	663	620	442	452	614
貿易収支	4,772	3,658	1,178	956	802	722	1,005
(輸出)	(26,244)	(29,168)	(7,203)	(7,181)	(7,382)	(7,402)	(7,694)
(輸入)	(-21,472)	(-25,510)	(-6,025)	(-6,225)	(-6,580)	(-6,680)	(-6,689)
貿易外収支	2,172	1,444	339	397	349	362	331
うち(軍事支出)	(- 2,921)	(- 3,694)	(- 861)	(- 911)	(- 953)	(- 969)	(-1,041)
観光収支	- 1,058	- 1,084	- 263	- 291	- 264	- 266	- 269
投資収益収支	4,159	4,171	994	1,064	1,022	1,091	1,051
移転収支	- 2,824	- 2,925	- 854	- 733	- 709	- 632	- 722
資本収支	- 5,040	- 3,151	-1,081	- 544	- 784	- 642	- 952
米国民間資本	- 3,743	- 4,132	- 981	-1,135	- 932	-1,084	-1,006
長期資本	- 4,496	- 3,719	- 886	-1,075	- 905	- 853	- 849
短期資本	753	- 413	- 95	- 60	- 27	- 231	- 157
米国政府資本	- 1,575	- 1,531	- 365	- 500	- 328	- 338	- 741
外国資本	278	2,512	265	1,091	376	780	795
誤差脱漏	- 415	- 383	- 233	- 198	277	- 229	- 206
総合収支(流動性)	- 1,335	- 1,357	- 651	- 122	- 165	- 419	- 544
総合収支(公的決済)	- 1,304	225	- 443	- 175	861	- 18	-1,822
参 考 (季節未調整)							
金準備増減(-)	- 1,665	- 571	- 68	- 209	- 173	- 121	- 51
外貨準備増減(-)	349	540	- 222	163	426	173	-1,007
IMF ゴールド・トランシュ増減(-)	94	- 537	- 134	- 22	- 335	- 46	31
対外流動債務増(-)減	- 113	- 789	377	- 81	- 613	- 472	784
うち対外公的機関	18	1,595	852	- 54	598	199	83
対外公的機関 一部非流動債務増(-)減	- 100	- 802	- 25	- 263	- 111	- 403	- 335

国の金融ひっ迫から、米銀が海外支店を通じてユーロ・ドルをとりあさっていたが、今年にはいつの金融緩和により、これが欧州に還流し公的当局にはいったためである。

◇米国、国債発行限度の増枠等

国債発行限度の増枠等に関する法律は、6月27日、大統領の署名を得て発効した。その内容は次のとおり。

- (1) 国債発行限度を220億ドル引き上げて、3,580億ドルとし、さらに1969年度については暫定措置として同限度を3,650億ドルに引き上げる。従来、国債発行限度は基本枠2,850億ドルとなっており、1967年度についてはこれに臨時枠を加えて合計3,360億ドルとなっていた。
- (2) 従来、期間5年ものまでに限られていた中期債(note)について、期間7年ものまでの発行を認める。

なお、中期債は、4¼%の金利最高限度の適用を受ける長期債(bond)と異なり、金利について制限を受けていない。

- (3) 1968年度に限り、参加証券の新規売却も国債発行限度の適用を受けることとする。

◇米国、1968年度第1次資金調達計画

財務省は、6月28日、7月から始まる1968年度の第1次資金調達計画として、短期証券の増発(注)により62億ドルの借入れ(純増)を行なう旨発表した。さらに同省は、新年度上半期(7~12月)の借入れ総額が、当初見込みの120億ドルを大幅に上回ることを明らかにした。

なお、本計画発表に伴い、金融市場では先行きの金融ひっ迫懸念が一段と強まり、財務省証券を中心に短期金利は急上昇をみた。

(注) 短期証券の内訳は次のとおり。

納税証券(7月11日発行)	255日もの	20億ドル
	286日もの	20 "
財務省証券	3か月もの(毎週公募)	13 "
	12か月もの(毎月公募)	9 "
合 計		62 "

◇米国、財務省保有銀の売却制限強化

米国財務省は、7月17日、保有銀の売却制限(6月号「要録」参照)を強化した。その内容次のとおり。

- (1) 銀売却は、適法な国内産業用需要家のみを対象とし、毎週2百万オンスを限って入札制により行なう。
- (2) 銀貨の鋳造および輸出は引き続き禁止する。
- (3) 銀証券(silver certificates)保有者に対しては引き続き1オンス、1.29ドルのレートで兌換に應ずる。

同省は、5月18日の銀売却制限強化以降、国内産業用需要家のみに対し、固定価格(1オンス、1.70ドル)で無制限に銀売却を行なってきた。しかし、財務省の売却価格と銀相場(ロンドンでは1オンス、1.70ドル)との間に大きな開きがあり、さらに、5月18日以降7月17日までの間に60百万ポンドと大量の銀売却をみて、財務省の保有量が425百万ポンドに落ち込んだことから、今回の措置が採られたものである。

なお、今回の措置により、需要家の銀購入価格の上昇が予想されているが、貨幣流通面では、最近の銅、ニッケル併用新補助貨の増産により、たとえ銀相場上昇によって銀貨の退蔵がふえたとしても、問題を生ずることはないと思われる。

◇ニューヨーク連銀、スワップ網を増強

ニューヨーク連銀は、7月20日、スイス国民銀行および国際決済銀行とのスワップ取決め金額を次のとおり増額改定した旨発表した。

(相手銀行)	(新取決め金額)	(増加額)
スイス国民銀行	250百万ドル	50百万ドル
国際決済銀行		
スイス・フラン建	250 "	50 "
その他欧州通貨建	300 "	100 "

この結果、ニューヨーク連銀を中心とするスワップ網は、相手方15行、取決め金額合計50億3千万ドルとなった。

◇米国、連邦準備制度の資料早期公開

連邦準備制度理事会は、このほど一般の閲覧に供しうる理事会資料の範囲を拡大し、また、連邦公開市場委員会の議事録要旨を各会議後90日経過した際に公表することを決定、その最初の措置として6月29日、本年初来行

なわれた4回の委員会(最終回4月4日)の決議および各委員会で表明された各委員の意見を発表した。従来、同理事会では、その記録は理事会ならびに公開市場委員会の明示の承認がないかぎり一般の閲覧に供されないこととされており、また、同委員会の議事録要旨は理事会年報に掲載されるのみであったが、政府機関の情報公開を義務づけた情報公開法(Freedom of Information Act)の制定(7月4日施行)に先だって今回の決定をみたものである。この決定により、同委員会議事録要旨以外の資料についても、当該資料が同法に明記された除外事項(注)にあたらぬかぎり、要求に応じて一般の閲覧に供されることとなった。

(注) 除外事項としては、①銀行の検査、営業報告、②特定人の事業、金融およびプライバシーに関する事項、③法律違反についての調査、④人事等理事会の内部事項、があげられている。

なお、国防省も同法施行に伴い、ベトナム戦の経済的な影響に関する情報を含む月例報告(Selected Defense Department Indicators)を公表することとなったが、これは、今後財政支出の動向を予測するうえで重要な意味をもつものと期待されている。

欧 州 諸 国

◇EEC、欧州単一資本市場の育成に関する決定

欧州単一資本市場の育成については、さきに専門家グループによる検討の結果が報告されたが(セゾレ報告)、EEC委員会は、このほど同報告の趣旨を基本的に認めるとともに、単一資本市場の育成に関する指導方針の大綱を決定した。委員会はこの決定に基づき、将来理事会に対し具体的な育成策を提案するであろうとみられている。

決定の概要は次のとおり。

単一資本市場の育成は徐々に行なうべきものであるが、その指針として以下の4点を重視すべきである。

- (1) 信用量の拡大
とりわけ産業界の設備投資、一般住宅投資および地方公共団体の社会投資に対する資金供給を増大すること。
- (2) 債券市場の統合
投資資金の調達手段として債券発行を十分に活用するとともに、加盟国の債券市場統合を図ること。
- (3) 技術的な障害の除去

加盟国間に存在する金融機関の機能や監督制度の相違、税制の相違などを調整するとともに、いまなお存

在する為替リスクの回避を図ること。

(4) 為替制限の撤廃

自由な資本移動を妨げている残存為替制限の廃止を図ること。

◇ EEC委員会、直接税の調整案を理事会に提出

EEC理事会は、さきに関接税の調整に関して、域内の取引高税を付加価値税に統一するという重大な決定を行なったが、これに加えてEEC委員会は6月末、資本移動、企業集中および投資に関する直接税制の調整計画を作成して理事会に提出した。

本調整計画の目的は、第1に、各国の租税制度の相違が生産コストや資本の収益力に差異を生じさせて、投資に影響を及ぼす弊を避け、金融資源の最適配分を図るために各国の制度を調整することであり、第2に、企業の集中合併が税制の相違によって阻害されるのを避ける点にある。調整計画の概要は以下のとおり。

- (1) 資本移動に関しては、①配当および債券利子に対する源泉徴収税率を統一(配当25%、債券利子10%)するとともに、二重課税の防止を図る、②配当に対する減税措置の拡大、③金融機関を通ずる証券投資の取扱いの統一、④特定の持株会社に対する税制上の優遇措置等の実施を提唱。
- (2) 企業の集中合併や投資に関しては、合併による資産評価益など剰余資産に対する課税方法、納税方法(分納等)の調整や償却制度の調整等の必要性を指摘。

◇ EEC、中期経済政策委員会の勧告

EEC中期経済政策委員会(1964年4月に設置)は、中期経済計画の実施に関連して必要な勧告を行なう権限を理事会によって付与されているが、このほど初めてその権限を行使し、企業の体質改善に関する勧告を発表した。

それによれば、国際競争の激化に直面する域内企業が早急に実現すべき体質改善の内容として、次の点を指摘している。

- (1) 企業は、生産、経営管理、流通機構について一段と効率化を図る必要があり、また、資金力の強化や技術革新への努力をいっそう高めねばならない。
- (2) 市場の拡大に伴う利益を享受しうるよう体質の強化が必要であるが、それには国境を越えた企業グループの設立を促進すべきである。

また、同勧告は、共同体の諸機関に対しても、次の諸点について注意を喚起している。

- (1) 企業の集中合併を助長するために、統一会社法の制

定に関する作業を促進し、また、欧州会社の設立に関する決定を急ぐ必要があること。

- (2) 国境を越えた合併や、多数国にまたがる企業グループの設立にとって障害となっている税制(利益送金に対する課税等)の調整を図ること。
- (3) これと同時に、企業間の適正な競争を保証すること。

◇ EEC、農業改良事業計画

本年7月1日以降、EECの共通農業政策運営に要する費用はすべて農業指導保証基金(FEOGA)の負担となったが、EECの農業改良事業も、この農業基金の指導部門を通じて統一的に実施されることになった。このため、EEC委員会は数年前から農業改良事業の計画作成に取り組んできたが、このほど、3年間に672百万ドルを支出する10事業案を決定し、理事会に提出した。10事業の内訳は次のとおりである。

農地の整備等近代化促進(70百万ドル、以下単位同じ)、灌漑施設改良(50)、水利事業(50)、林業開発(12)、果実・野菜の流通機構改良(80)、酪農の開発(100)、食肉の増産と流通機構の改善(90)、ぶどうの品種改良(40)、オリーブ栽培の改良(50)、後進農業地域の開発(130)。

◇ 英国、造船業に対する金融上の優遇措置

本年2月15日に議会で提出された造船業法案(3月号「要録」参照)は、6月28日に成立したが、これに伴い、政府はロンドン手形交換所加盟銀行等との間に、本法に基づく金融上の優遇措置を直ちに実施に移すための最終的打合わせを開始した。なお、政府はすでに本年5月、上記銀行等と本措置に関し協議を行ない、その実施上の大綱について合意に達している。

上記優遇措置の概要は次のとおり。

- (1) ロンドン手形交換所加盟銀行は、国内造船所に船舶を発注した国内船主に対し、政府が融資の適格性を認定して保証(注)を行なった場合には、金利5.5%、期間最長8年の低利長期融資を実施する。
- (2) 英蘭銀行は、本件融資手形を再割適格扱い(rediscounting facilities)とする。
- (3) 本措置は Ship Mortgage Finance (政府機関) がもつばら管理にあたる。

(注) 保証条件は、輸出信用保証局が輸出業者に対し付与するものと同様である。なお、保証限度は2億ポンド。

なお、本法の成立により発足した Shipbuilding Industry Board は造船業再編成等のため、32.5百万ポンドを限度として造船業に対する融資または株式の取得を

行なうほか、造船業者による再編成検討のための所要経費に対し、68年3月末までに15万ポンド、新企業グループ発足までの準備期間中の営業上の損失を補うため、1970年末までに5百万ポンドをそれぞれ限度として補助金(grants)を交付する。

◇英国、国防白書を発表

英国政府は7月18日、国防白書を発表し、今後10年間に、陸、海、空3軍の兵力を約1/3削減して国防費を切りつめる計画を明らかにした。国防費負担の軽減は、労働党政府のかねてからの方針であるが、今回発表された兵力の削減は、主として「スエズ以東」の駐留軍の撤収によって行なわれることになっている。このため、今次計画はポンドの長期的安定をも指向したものとされており、また、英国の軍事政策が「スエズ以東」を含む広域防衛から欧州防衛中心に重点を移行することは、英国の欧州国家としての性格を明らかにするもので、英国のEEC加盟交渉にとっても好材料になるとの見方もある。国防白書の概要は次のとおり。

- (1) 陸、海、空3軍の兵力(本年4月現在の兵力は417千人)を、1971年4月までに37千人、さらにその後70年代半ばまでに38千人、合計75千人削減する。
- (2) このため、すでに計画されているマルタ島、キプロス島、アデン、西ドイツにおける駐留軍兵力の削減を行なうほか、新たに、1970年代半ばまでにマレーシア、シンガポールから全面撤収を行なう。
- (3) 上記兵力削減措置によって、1970年度の国防支出を1964年の物価換算で約19億ポンド(本年度予算による国防支出は22億ポンド)、70年半ばの国防支出を年度間約18億ポンドに節減する。

◇西ドイツ、中期国債発行に入札方式を採用

1. ブンデスバンクは7月13日の理事会において、7月下旬に発行される中期連邦債(3年ものおよび4年もの、いずれも表面利率5%)3億マルクの発行に際し、以下のような手続きによる入札方式("Tender"-Verfahren)を初めて採用することを決定し、その要綱を7月17日発表した。

- (1) 応募希望者(金融機関以外の法人、個人も含む)は、一定期日までにブンデスバンク本支店あてに応募価格および応募額を申し込む。
- (2) 応募価格は1%刻み(額面を100%とした場合)とし、ブンデスバンクが前もって定める最低応募価格(注)を下回ってはならない。また、最低応募額は5,000マルクとする。

(注) 今回発行分の最低応募価格は次のとおり。

3年もの	98%	(応募者利回り)	5.58%
4年もの	97.0%	"	5.93%

(3) 売出価格は、上記の応募申込みに基づき、発行予定額全額の消化が可能な価格一本に決定される。したがって売出価格を上回る価格で応募した者は、応募額全額を割当てられるが、売出価格と等しい応募価格で応募した者は、応募額を下回る割当てを受けることがある。

2. 今回の措置が決定された主因は、次の2点にあるとみられる。

① 従来ブンデスバンクは、市中の動向などを打診しつつ、市場実勢に即した発行価格を付けるよう努力してきたが(注)、必ずしもこれに成功してきたとはいえなかったこと(たとえば5月末の発行の際には、利回りを市場の実勢以上に高くしたきらいがあり、このため、応募額が発行額の約6倍に達した)、② 昨年12月来の中期連邦債発行の急増(昨年12月～本年6月間の発行額12億マルク、昨年11月末発行残99億マルク)に伴い、今後市場動向に即した発行価格を打ち出すことがよりいっそう重要になり、他方、政府側から国債利子負担軽減などの趣旨もあって、競争原理による入札方式の導入が要請されていたこと。

(注) ブンデスバンク法では、公共機関が公債、国庫債券、大蔵省証券を発行する場合は、ブンデスバンクを経由して発行すべきである旨定められており(同法第20条第2項)、具体的には公債発行の場合、ブンデスバンクが、大蔵省と協議のうえ、発行条件の原案を定め、これを国債引受シンジケート団(商業銀行、貯蓄銀行、振替中央機関等81行で構成)の正式機関である小委員会(Engerer Ausschuss)に提示し、了解を求めて最終的に決定するという方法をとっていた。

3. ブンデスバンクとしては、入札方式を中期債以外に拡大することは当面考えていないが、大銀行の一部には、入札方式の採用を契機に今後長期債にも本方式が採用されるようなことになれば、自行の国債引受け割合が低下する懸念があるため、今次措置に難色を示した向きもあった模様である。また、中小金融機関の中には、少数大銀行の談合入札が予想されるとして、今次措置に反対したところもあったと伝えられている。この点、ブンデスバンクが応募価格に最低ラインを設定したのは、不当な低価格による談合入札を回避する趣旨に基づくものである。

今後の見通しについては、目下市中金融機関の手元流動性もかなりのゆとりがあるので、今回の新方式が失敗することはまずないと見込まれているが、今後の前例となるだけに成行きが注目される。

◇西ドイツ、中期財政計画および新景気振興策を発表

西ドイツ政府は7月7日、中期財政計画(注)および新景気振興策の大綱を発表した。その概要は次のとおり。

(注) 中期財政計画とは、6月末に成立した「経済安定・成長促進法」に盛り込まれた基本的施策の一つであり、その趣旨は、政府が5年間の経済成長見通しを行ない、それに見合うよう財政支出の規模および内容、さらには財源調達方法を明らかにすることによって、財政支出の放漫化を回避することにある。

1. 1967年から1971年までの5か年間における財政計画を以下のとおりとする。

- (1) 5年間の年平均GNP成長率を、名目5～5.5%、実質4%と想定し、これに見合うよう財政規模(連邦、地方財政を含む)の年平均増加率を6%とする。
- (2) 1968年以降、法人税および所得税を現行税額の3%方引き上げる。ただし、低所得者層(独身者の場合は年間所得が16,000マルク未満、既婚者の場合は同32,000マルク未満のもの)に対しては引上げを免除する。
- (3) 1968年以降、付加価値税(Mehrwertsteuer)を10.5%(当初案では10%)に引き上げ、さらに1969年以降は11%に引き上げる(注)。

(注) 本件については7月14日の閣議において、景況に対する悪影響を軽減する観点から、68年1～6月間は10%とし、同年7月以降11%とすることに修正した。

(4) 貯蓄銀行、信用組合、抵当金融機関等に対する税制上の優遇措置(事業税、固定資産税、取引高税等の適用税率の減免措置)を廃止し、1968年以降上記金融機関の収益について40%の法人税を課す。

(5) 1968年以降、軍事費、社会保障関係費、農業関係費等を中心に、財政支出を削減する。

2. 次に新景気振興策は、当面の景気沈滞に対処するため、さきに編成された「臨時予算」25億マルク(3月号「要録」参照)のほかに、新たに連邦と地方財政を合わせて52億マルクの特別投資支出を行なうというものである。52億マルクの内訳は次のとおり。

- (1) 連邦は27億マルクの資金調達を行ない、このうち州に対し10億マルク、市町村に対して5億マルクをそれぞれ交付する。
- (2) 州は20億マルクの資金調達を行ない、うち10億マルクを市町村に交付する。
- (3) 市町村は5億マルクの資金調達をする。

この結果、連邦、州、市町村の固有の投資額は、それぞれ12、20、20億マルクとなる。

◇西ドイツ、第1回景気委員会開催

「経済安定・成長促進法」(6月末成立)により新設された景気委員会(Konjunkturrat、連邦政府と地方政府の

景気政策に関する合議機関)の第1回会合が、7月13日、シラー経済相(議長)、シュトラウス蔵相、ブレッシング・ブンデスバンク総裁、各州・市町村代表等の出席のもとに、ボンで開催された。

本委員会では、さきに政府決定をみた新景気振興策および中期財政計画について討議が行なわれ、とくに当面の問題である景気振興策に関し、地方財政による公共投資計画とその資金調達方法などにつき検討されたが、細目の決定には至らなかった。このため、各州は、投資計画の詳細を7月24日までに政府に提出し、あらためて8月3日の第2回景気委員会において、投資計画の具体案を作成することとなった。

◇西ドイツ、最低準備率を引下げ

ブンデスバンクは6月29日の理事会において、金融機関の最低準備率を、これまでの適用レートの約8%方引き下げ、7月1日以降実施することとした。今次措置による資金解放額は約12億マルクと見込まれている。

今回の措置は、6月になって顕著となった長短市中金利の上昇傾向(注)に景気政策面から対処する一方、今後発行が予想される政府短期証券の市中消化促進を意図して採られたものである。

(注) 西ドイツの短期市中金利は6月にはいり、月央の大納税、年央仮決算等の季節節資台頭から上昇し(翌日ものコール・レートは5月中2～4%のところ、6月中は、3½～4¼%)、このため長期債券市場金利も、社会保険機関の手持債券売却とあいまって若干反騰(たとえば6%もの公債利回りは5月末6.74%のところ、6月末は6.84%)。なお、7月以降の市中金利は、短期が大幅低下(翌日ものコール・レートは7月中旬現在で1～1¼%)をみた反面、長期金利はほぼ横ばい傾向を示している(6%もの公債利回りは7月中旬現在6.82～6.84%)。これは、金融機関が、今後長期債の発行が多額に達することを見込み、当面長期債の買入れを手控え、余資を短期に運用していることを反映したものとみられる。

西ドイツの最低準備率

(カッコ内は旧準備率、単位・%)

金融機関の規模	当座性債務		定期性債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
(1) 300百万 マルク以上	10.15 (11.05)	7.80 (8.50)	7.0 (7.65)		
(2) 30～300百万 マルク未満	9.35 (10.20)	7.0 (7.65)	6.25 (6.8)	5.15 (5.61)	4.30 (4.68)
(3) 3～30百万 マルク未満	8.60 (9.35)	6.25 (6.8)	5.45 (5.95)		
(4) 3百万 マルク未満	7.80 (8.50)	5.45 (5.95)	4.70 (5.1)		

(注) 「金融機関の規模」は対象となる債務の規模による。

I …… 中央銀行支店・出張所所在地

II …… “ “ 不在地

◇フランス、預金準備率の引上げと中期信用手形保有率等の引下げ

フランス銀行は、7月21日から預金準備率を要求払預金につき1%(2.5→3.5%)、その他債務につき0.5%(1.0→1.5%)引き上げ、同時に国債強制保有率を1%(3→2%)、中期信用手形保有率を1%(18→17%)それぞれ引き下げた。

預金準備率の引上げは、同制度採用に伴う所定の経過措置で金融政策的意図はなく、その影響を相殺するため国債強制保有率を引き下げたとされており、中期信用手形保有率の引下げは、夏季現金需要期に対処して市場を緩和ぎみに維持しようとする意図からとられたものとみられている。

なお、本年にはいつからの預金準備率、中期信用手形保有率等の推移は以下のとおり。

	預金準備率		国債強制 保有率	中期信用 手形 保有率
	要求払	その他 債務		
1967. 1. 1			4%	20%
21	1.5	0.5	〃	〃
4. 1	〃	〃	3	〃
21	2.5	1.0	〃	〃
5. 21	〃	〃	〃	19
6. 21	〃	〃	〃	18
7. 1	〃	〃	2	〃
21	3.5	1.5	〃	17

業に対し、5月発行の長期国債(12.5億フラン)代り金のうち3億フランをクレディ・ナショナルを通じて融資する(融資条件等細目は9月末までに決定)。

◇フランス、貯蓄性預金金利規制の改訂等

国家信用理事会は6月28日、貯蓄性預金増強のため、預金金利規制の改訂、金融機関に関する規制の一部改正等、概要次のような措置を決定、7月15日から実施した。

(1) 預金金利規制の変更

イ、要求払預金の付利を廃止する。

ロ、定期預金最高規制金利をほぼ一律0.5%引き上げるとともに、期間3年以上または金額250千フラン以上の預金については金利規制を撤廃する。

ハ、貯蓄預金(Compte sur livrets)の預入限度額を撤廃する(従来限度は30千フラン)。

ニ、定期預金の解約手数料を一律0.5%とする(従来1.0～2.7%)。

なお、預金規制金利の推移は次のとおり。

① 要求払預金(Compte à vue)

(単位・%)

	63/4～65/12		66/1～67/6	67/7～
銀行規模(負債総額)	パリ地区	その他	パリ地区 1/2 その他 1	} 廃止
3,000万フラン以上	1/2	1		
500～3,000万フラン	5/8	1 1/2		
500万フラン未満	3/4	〃		

② 定期預金(Compte à terme)および預金証書(Bon de caisse)

(単位・%)

	63/4～65/12			66/1 ～ 67/6	67/7～	
	30～ 100 千フラン 未満	100～ 1,500 千フラン 未満	1,500 千フラン 以上	一律	250 千フラン 未満	250 千フラン 以上
1か月以上2か月未満	0	0	0	0	2	} 自由
2 〃 3 〃	0	1 1/2	2	2	2 1/2	
3 〃 6 〃	1 3/4	2	2 1/2	2 3/4	2 3/4	
6 〃 1年 〃	2	2 1/4	2 3/4	3 1/4	3 1/4	
1年 〃 2 〃	2 3/8	2 1/2	3 1/8	3 3/8	3 3/8	
2 〃 30か月 〃	2 3/4	3	4	4 1/2	4 1/2	
30か月 〃 3年 〃		3%	4 1/2	4 1/2		
3年 〃 4 〃		3%	5	自由		
4 〃 5 〃		3 3/4	5 1/2	〃		
5 〃 6 〃		3%	5%	〃		
6年以上		自由	自由	〃		
解約手数料	1～2%			1/2		

◇フランス、第2次景気対策を決定

フランス政府は7月12日、停滞を続ける景気情勢に対処するため、第1次景気支持策(6月8日決定、7月号「要録」参照)に続き、第2次の対策を決定した。その概要次のとおり。

(1) 財政の繰上げ支出

明年度に予定された住宅、道路、通信工事のうち8～10億フラン分の発注を繰り上げ、年内に着工をはかる。

(2) 付加価値税率の引下げ

EEC共通付加価値税制度への移行に伴い、明年1月以降税率の引下げが予定されている品目の一部につき引下げを直ちに実施する。これにより税率は化学肥料等については10%から7%に、産業用自動車その他輸送用機械については、従来の半分に引き下げられる(これによる本年度減税は総額2.5億フラン)。

(3) 民間企業への直接投資

景気停滞の著しい地方(ノール、ロレーヌ)の民間企

(2) 金融機関関係規制の緩和

イ、預金銀行の企業への資本参加制限を自己資本の100%に引き上げる(従来75%)。

ロ、保険会社、退職年金金庫のコール市場への直接参加を認める。

(3) 賦払信用の緩和(7月号「要録」参照)

◇オーストリア、金融緩和措置を決定

オーストリア国民銀行は、6月28日の理事会において以下の措置を決定した。今次措置は、さる4月18日の公定歩合引下げ(4.5→4.25%、5月号「要録」参照)に続く金融緩和措置である。

- (1) 中央銀行の輸出買手再割引限度枠を625百万シリング引き上げ、25億シリングとすること、
- (2) 中央銀行の公開市場を通ずる有価証券の買入限度を、5億シリングから10億シリングに拡大すること、
- (3) 市中金融機関のコスト軽減に資するため、中央銀行の債券担保貸付の最低期間を従来の7日間から3日間に短縮すること。

◇スイス、公定歩合引下げ

スイス国民銀行は、7月7日公定歩合を3.5%から3.0%に、債券担保貸付歩合を4.0%から3.75%にそれぞれ引き下げ、7月10日から実施することを決定した。

スイスの公定歩合は、昨年7月に国際的な金利の高騰と国内景況の過熱化に対処するため、2.5%から3.5%に引き上げられていたが、今回の引下げにより、西ドイツと並んで欧米主要国中最低となった(引下げの背景等は、「国別動向」参照)。

アジアおよび大洋州諸国

◇第2回アジア・太平洋閣僚会議の開催

第2回アジア・太平洋閣僚会議(ASPAC)は、昨年6月の第1回会議に引き続き、10か国(韓国、日本、台湾、タイ、マレーシア、フィリピン、南ベトナム、豪州、ニュージーランドのほか、オブザ

ーバーとしてラオス)の参加のもとに、7月5日から7日まで、バンコックにおいて開催された。

本会議で合意に達した諸点は次のとおり。

- (1) 平和、自由、繁栄という共通の目標に向かっていっそう努力し、各国の結束を強化する。
- (2) アジア・太平洋地域内で核実験が行なわれていることを遺憾とする。
- (3) 同地域が当面する諸問題の根底にある貧困、無知、疾病の克服に全力を注ぐ。
- (4) 南ベトナムにおける平和秩序の回復に協力する。
- (5) アジア・太平洋地域に対する食糧肥料銀行設立提案を専門家に検討させる。
- (6) 社会文化センターをソウルに、技術者プールをキャンベラに設置する。
- (7) 第3回会議を明年中にキャンベラで開催する。

◇パキスタンの1967/68年度予算案

パキスタン政府は、さる6月10日、1967/68年度(1967年7月～68年6月)予算案を議会に提出した。同予算案によれば、歳出総額は120億ルピー、前年度修正予算に

1967/68年度予算案

(単位・百万ルピー)

歳 入			歳 出		
	1966 / 67年度 修正	1967 / 68年度 予算		1966 / 67年度 修正	1967 / 68年度 予算
経 常 勘 定			経 常 勘 定		
関 税	1,250	1,452	一 般 行 政 費	470	499
消 費 税	1,462	1,601	国 防 費	2,250	2,180
所 得 税	740	880	利 息 支 払	530	620
販 売 税	967	1,082	公 共 事 業 費	18	42
利 息 収 入	639	731	州 政 府 交 付 金	1,286	1,347
郵 便 ・ 通 信	92	113	そ の 他 と も 計	5,000	5,149
そ の 他 と も 計	5,648	6,383	経 常 勘 定 余 剰	648	1,234
資 本 勘 定			資 本 勘 定		
経 常 勘 定 余 剰	648	1,234	開 発 費	3,765	5,086
外 国 援 助	2,224	2,723	う ち かん が い	503	724
貸 付 金 の 返 済	183	218	郵 便 ・ 通 信	158	183
準 備 金 の 増 加	442	475	工 業 開 発	26	25
国 債	117	184	民 間 航 空	87	95
預 金 と 送 金	246	191	食 糧 貯 蔵	144	162
そ の 他 資 本 収 入	448	257	新 連 邦 首 都 州 政 府 へ の 貸 付 ・ 贈 与	115	140
現 金 赤 字	45	45	そ の 他 と も 計	2,550	3,542
そ の 他 と も 計	4,231	5,670	合 計	4,231	5,670
合 計	9,879	12,053	合 計	9,879	12,053

比べ22%増と引き続き大型となっている。本年度予算案で注目される点は次のとおりである。

- (1) 予算案作成の背景として、国民総生産の成長率を前年度の5.2%に対して、本年度は約7%を目標とする。
- (2) 新しい税制を採用しないが、自然増収に加えて関税、消費税、販売税の手直しを行なって増収の増加を図る。ただし、一般大衆の日用品に対しては数種目(たとえば、洗たく石けん、鉛筆、ボール・ペン、くし、メガネ枠等)について消費税や販売税を免除する。
- (3) 外国援助は2,723百万ルピー(572百万ドル)と前年度に比べ22.4%増を計上している。一方、国内では貯蓄増強策をとり、郵便局のサービスと能率の向上を行ない、簡易生命保険の利息を4%から5%へ引き上げるなど一般大衆の資金動員に努力する。
- (4) 金融政策としては、物価騰貴を抑制する見地から引締め基調を堅持することとし、銀行の現金準備率5%を6.25%へ、流動比率20%を25%へそれぞれ引き上げる。
- (5) 国防費を2,180百万ルピーと前年度に比べ70百万ルピー減少、1965/66年度のピークに比べれば24%の削減となる。
- (6) 開発支出は5,086百万ルピーと前年度に比べ35%ふえており、かんがい、食糧貯蔵設備の拡充など農業に重点が置かれている。工業面では資本の懐妊期間の長いものへの投資を延期し、投資効果の早いものと工場の操業率の上昇に考慮を払うことにしている。農業生産は天候さえ正常なら約6%(前年度は2.8%)上昇、工業生産はノン・プロジェクト援助の流入が予定どおり行なわれれば約16%(前年度は9%)上昇する見込みである。

◇フィリピン、金融引締め措置を実施

フィリピン中央銀行は、6月26日次のとおり金融引締め措置を実施した。

- (1) 公定歩合を4.75%から6%に引き上げる。ただし、輸出金融については今回は据置き(4.75%)として優遇するほか、米、とうもろこしの生産および輸入金融については、従来どおり優遇金利(3%)を適用する。
- (2) 中央銀行の再割枠は、従来市中銀行の資本勘定残高の135%までであったが、これを払込資本の125%、その他資本勘定の90%に改める。ただし、67年12月末までは輸出金融の特別枠(再割枠の15%)を含め、上記再割枠の65%のみ使用できることとする。
- (3) 預金準備率を、要求払預金につき10%から11%へ、

定期性預金につき5~6%から8%へそれぞれ引き上げるほか、さらに、要求払預金については16%になるまで今後30日ごとに1%ずつ、定期性預金については10%になるまで今後30日ごとに0.5%ずつ、それぞれ引き上げる。

- (4) 市中銀行の直物外貨資産・負債比率の均等維持を図る。この場合、先物買為替、対顧客外貨債権等の外貨資産への算入を認めないものとする。
- (5) 今後100ドルをこえる輸入についてはすべてL/Cベースとし、D/P、D/A決済は禁止する。
- (6) 100ドルをこえる貿易外支払為替の取組みには、使途に関する本人の誓約書の添付を必要とするほか、裁定取引を禁止する。

なお、これら措置の実施に伴い、フィリピン銀行協会は加盟銀行間の自主規制として、今後6ヵ月間、25%~150%の輸入保証金を徴求することを決定した。

ついで同中央銀行は、上記措置実施後の7月14日、①外貨資産・負債の均等比率維持に関し、一部債務の負債算入時期を猶予する、②D/P、D/A決済の禁止に関し、6月26日現在契約済の資本財、機械、原料の輸入にはL/Cの発行を要しない、③フィリピン開発銀行等の支払保証状に基づく延払い輸入のL/C発行は、契約ベースでなく船積みベースとする、④PL 480号に基づく米国余剰農産物の輸入については、輸入保証金を徴求しないなどの一部修正措置を発表、即日実施した。

◇ニュージーランド、通貨を十進法に切替え

ニュージーランドでは、7月10日、従来の十二進法によるポンド幣制に代えて、新たに十進法によるドル幣制を実施した。

新幣制は、従来の1ニュージーランド・ポンド(IMF平価2.7809米ドル)を2ニュージーランド・ドル(略号NZ\$)とし、新たに補助通貨単位としてセントを設け、100セントを1ニュージーランド・ドル(IMF平価1.39045米ドル)とするものである。なお、今回の措置は、単なる通貨の呼称と単位の變更にすぎない。

共産圏諸国

◇ソ連の1967年上半年(1~6月) 工業生産実績

ソ連中央統計局の発表(7月16日)によれば、本年上半期(1~6月)の工業生産増加率および主要物資の生産高実績は次のとおりである。

工業生産増加率

(前年比増加率・%)

	1965年	1966年	1967年	
			1~6月	年間目標
工業総生産	8.6	8.6	10.6	7.3
電力および熱エネルギー	11.2	9.0	10.0	—
燃料工業	6.4	6.0	6.0	—
鉄・非鉄、冶金工業	9.0	9.0	9.0	—
化学工業	13.7	13.0	13.0	10.0
機械製造、金属加工工業	9.5	12.0	13.0	9.5
製材、紙・パルプ工業	4.2	4.0	8.0	—
建築資材工業	8.9	9.0	10.0	—
軽工業	0.6	9.0	12.0	6.1
食品工業	13.2	4.0	8.0	6.2
文化、家庭用品工業	10.0	13.0	15.0	—
工業労働生産性	5.0	5.0	7.0	5.0

主要物資生産高

	単 位	1966年	1967年	
			1~6月	前年同期比増減率 %
電力	十億kwh	545	292	+10.0
石油	百万トン	265	139	+ 8.0
石炭	〃	585	295	+ 0.9
粗鋼	〃	96.9	50.6	+ 6.0
化学肥料	〃	35.8	19.8	+15.0
プラスチック・合成樹脂	千トン	971	538	+19.0
自動車	千台	675	356	+10.0
食肉	百万トン	10.8	2.8	+21.0
ラジオ・電蓄	千台	5,800	3,100	+20.0
冷蔵庫	〃	2,204	1,279	+24.0